

2025 年 7 月 28 日 全 6 頁

サステナビリティ WG の中間論点整理の公表

2027 年 3 月期から順に有価証券報告書でのサステナビリティ開示拡充

金融調査部 研究員 藤野 大輝

[要約]

- 2025 年 7 月 17 日に金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」が公表された。SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の基準に基づくサステナビリティ情報について、有価証券報告書での開示を義務付けることが適当であるとされた。
- サステナビリティ情報の開示・保証に関するロードマップ、Scope3 に当たる GHG 排出量に関するセーフハーバー、保証制度などについては大きな方向性が示されたものの、賛同が得られていない事項も残っており、今後も議論の動向が注目される。

1. はじめに

国際的に ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の基準をベースラインとした、詳細な情報開示が求められる見込みだ。わが国では有価証券報告書でサステナビリティ情報の開示が求められているが、これまで詳細な開示基準は設けられていなかった。そこで、ISSB の基準を参考に、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が 2025 年 3 月に国内初のサステナビリティ開示基準（以下、SSBJ 基準）を公表した¹。

この SSBJ 基準の適用や、サステナビリティ情報に対する保証制度の導入に向けて、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下、サステナビリティ WG）が設置され、2024 年 3 月から 8 回にわたり審議が行われた。ここでの審議を踏まえ、2025 年 7 月 17 日に、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」（以下、中間論点整理）が公表された²。本稿では、この中間論点整理の概要についてまとめる。

¹ SSBJ の基準について、詳しくは拙稿「[「SSBJ」がサステナビリティ開示基準を最終化](#)」（2025 年 3 月 25 日、大和総研レポート）を参照。

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html

2. 中間論点整理の概要

中間論点整理では、SSBJ 基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書での開示を義務付けることが適当であるとされている。その上で、SSBJ 基準の適用や保証制度に係る論点について、各種審議の状況が示された（図表 1）。

図表 1 中間論点整理の概要

開示・保証の対象企業と時期	➤ SSBJ 基準の適用開始時期を下記の通りとする（対象企業はプライム市場上場会社） A) 時価総額 3 兆円以上の企業：2027 年 3 月期 B) 時価総額 3 兆円未満 1 兆円以上の企業：2028 年 3 月期 C) 時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業：2029 年 3 月期（C については未確定であり、2025 年中を目途に結論を出す） ➤ 保証制度は SSBJ 基準の適用開始時期の翌期から導入
経過措置（二段階開示）	➤ 経過措置として、SSBJ 基準の適用開始後 2 年間は、有価証券報告書の提出後に遅れて SSBJ 基準に沿った情報開示を行う二段階開示が認められる ➤ 二段階開示を行う媒体は有価証券報告書の訂正報告書とする（提出期限は半期報告書の提出期限まで）
有価証券報告書の提出期限延長	➤ 有価証券報告書の提出期限を 4 カ月（現行は 3 カ月）に延長することについて引き続き検討し、2025 年中を目途に結論を出す
海外との関係	➤ 有価証券報告書で SSBJ 基準に沿った開示を行っていない企業は、連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合、臨時報告書で一定の開示が求められる
適用状況等の開示	➤ 有価証券報告書で SSBJ 基準と経過措置の適用状況、第三者保証の実施状況等の開示を求める
セーフハーバー	➤ 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、Scope3 に当たる GHG 排出量に関する定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、一定の場合には虚偽記載等の責任を負わないこととする
第三者保証制度の導入	➤ 保証の対象とする情報の範囲は、当初 2 年間は Scope1 及び Scope2 の GHG 排出量に関する情報、ガバナンス、リスク管理とする（3 年目以降は国際動向等を踏まえ、今後検討） ➤ 保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行は検討しない ➤ 保証の担い手については 2025 年中を目途に結論を出す

（注）上記は中間論点整理の全ての論点を網羅しているものではない。

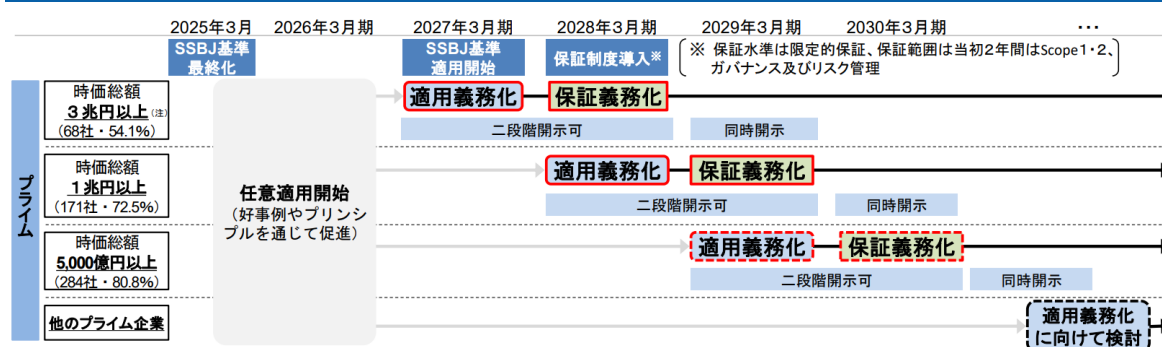
（出所）金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（2025 年 7 月 17 日）より大和総研作成

(1) サステナビリティ情報の開示・保証に関するロードマップ

SSBJ 基準は東京証券取引所プライム市場上場会社の全部または一部に適用される。これは、プライム市場上場会社はグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えており、開示情報の国際的な比較可能性が重要であることや、SSBJ 基準の適用に係る負担に堪えるリソースを有していると考えられることが背景にある。

プライム市場上場会社への SSBJ 基準の適用時期については、時価総額に応じて異なる（図表 2）。具体的には、①時価総額 3 兆円以上の企業、②時価総額 3 兆円未満 1 兆円以上の企業、③時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上、④それ以外、の四つに分け、①は 2027 年 3 月期、②は 2028 年 3 月期から適用を開始する。③については、2029 年 3 月期からの適用開始を基本としているが、「国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当」（中間論点整理 p. 7）とされている。また、④については、「企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後を目途に結論を出すことが適当」（同 p. 7）とされている。保証制度の導入時期については、「それぞれ、SSBJ 基準の適用開始時期の翌期から」（同 p. 7）とされている。なお、ここでいう時価総額の算定方法については、「5 事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討」（金融庁金融審議会「サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」）するとされている。

図表 2 サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ



経過措置として、有価証券報告書で開示すべき SSBJ 基準に沿ったサステナビリティ情報を、後から訂正報告書で、半期報告書の提出期限までに提出することを認める「二段階開示」を導入することが考えられている。二段階開示の適用時期については、SSBJ 基準の適用開始から 2 年間とされている。ただし、国際的な ISSB 基準では、二段階開示は適用初年度しか認められていないため、2 年目の二段階開示を予定する企業については ISSB 基準に準拠しない可能性があることには注意が必要である。

さらに、SSBJ 基準の適用や保証制度の導入に当たっては、企業などの負担が懸念されており、対応のために有価証券報告書の提出期限を、従来の事業年度経過後 3 カ月以内ではなく、4 カ月以内に延長することも提案されている。しかし、有価証券報告書の提出時期の延長は、現在金融庁で推進されている有価証券報告書の定時株主総会前の開示（総会前開示）と逆行するもので

あり、反対する意見も多く見られた。この提案については「引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当」（中間論点整理 pp. 10-11）とされており、今後の動向が注目される。

（２）セーフハーバー

SSBJ 基準で求められるサステナビリティ情報には、定性情報、見積り情報、将来情報や、Scope3 に当たる GHG 排出量のように企業の統制の及ばない第三者から取得した情報が含まれる。こうした情報について、金商法上の有価証券報告書で開示が求められる場合、虚偽記載の責任を問われることが企業にとっての懸念点となり、横並びで定型的な開示となってしまう可能性がある。

こうした事態をさけるべく、一定の場合には開示について虚偽記載の責任を問われなくする制度であるセーフハーバーの導入について検討された。既に有価証券報告書で開示が求められているサステナビリティ情報については「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」で、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとの見解が示されている。

中間論点整理では、これを参考に、まずは Scope3 に当たる GHG 排出量にセーフハーバーを整備し、開示ガイドラインの改正に取り組むことが適当とされている。具体的には、Scope3 に当たる GHG 排出量に関する定量情報が事後的に誤りだったと判明しても、下記のような場合には虚偽記載等の責任を負わないとすることが適当とされている（中間論点整理 p. 16）。

- 企業の統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
- その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

そのほかにも、セーフハーバーのさらなる拡大や、有価証券報告書の記載内容についての確認書の記載事項の追加などについても、引き続き検討していくことが望ましいとされている。加えて、将来情報等についての記載箇所の特定制やその旨の開示、前提とされた事実、仮定、推論過程など、サステナビリティ情報の信頼性を判断する上で有用と考えられる情報に関して、必要な制度整備を行うことが適当とされている。

（３）サステナビリティ情報の保証

EU の CSRD（企業サステナビリティ開示指令）では、開示するサステナビリティ情報について保証を求めている。わが国での保証制度について、中間論点整理では企業の対応可能性と保証の必要性の観点から、保証制度の適用開始時期から 2 年間は、Scope1、Scope2 の GHG 排出量に

関する情報、ガバナンス、リスク管理に対する保証を義務付けるとされている。3年目以降については、「国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当」（中間論点整理 p. 20）とされている。

また、保証の水準には、合理的保証と限定的保証の二つがある。限定的保証は合理的保証と比較して、実施される手順の性質、時期、範囲が限定的な保証業務である。財務情報でいえば、合理的保証は年度監査、限定的保証は期中レビューに近いものと捉えられる。中間論点整理では、企業の負担を勘案し、「保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当」（中間論点整理 p. 20）とされている。EU でも、欧州委員会が CSRD の改正を含むオムニバス法案を公表し、その中で合理的保証への移行の中止が盛り込まれている³。わが国も EU の動向にならった形と解することができる。

保証の担い手については、中間論点整理の公表時点では監査法人に限定するか否かをはじめ、意見が分かれている。「引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当」（中間論点整理 p. 22）とされている。

3. 今後の展望

中間論点整理では、今後 SSBJ 基準が適用される対象・時期に関するロードマップ等についてはおおむね方向性が示されている。一方、引き続きサステナビリティ WG での検討が必要とされる事項も見受けられる（図表 3）。保証の担い手をはじめ、賛同が得られていない事項については、引き続きサステナビリティ WG での検討が行われていくものと考えられる。

図表 3 金融庁のワーキング・グループで今後検討が想定される事項

本年中を目途に結論を出す事項	➤ 時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業への SSBJ 基準の適用開始時期 ➤ 有価証券報告書の提出期限の延長 ➤ サステナビリティ情報に対する保証の担い手
数年後を目途に結論を出す事項	➤ 時価総額 5,000 億円未満のプライム市場上場企業への SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入
ディスクロージャーワーキンググループ（仮称）での検討事項	➤ セーフハーバーの内容・適用要件、適用範囲、効果 ➤ 有価証券報告書の確認書の記載事項

（出所）金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（2025 年 7 月 17 日）より大和総研作成

³ EU のオムニバス法案について、詳しくは藤野大輝、中澤「[欧州委員会による『オムニバス法案』の概要](#)」（2025 年 3 月 14 日、大和総研レポート）を参照。

また、2025 年 6 月 25 日に開催された第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合では、企業情報の開示のあり方に関する検討を行うために、ディスクロージャーワーキンググループ（仮称）（以下、DWG）を新設することとされた。DWG では、セーフハーバーについて議論を行う予定である。中間論点整理では、これに関連して、有価証券報告書の確認書の記載事項についても、DWG で議論することが考えられるとされている。

さらに、中間論点整理では金融庁に対して、SSBJ 基準を法令に取り込み有価証券報告書での開示を義務付けることをはじめ、必要な制度的対応について検討すべきとされている。ここまでのサステナビリティ WG における議論で大枠は決まってきたものと考えられるが、詳細な点については議論を深めていく必要があるだろう。今後の動向が注目される。